住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

令和5年度 第2回電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(フҕ円/1世帯)のご案内

DV (ドメスティック・バイオレンス) 等避難中※1でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※2以外に避難中の方も、電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件 (DV保護命令と収入要件)を満たせば、現在のお住まいの市区町村 から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村での手続きが必要 です。
- ※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等 の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。
- このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所を **※** 2 いいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する世帯に対し、1世帯あたり7万円を支給します。

- ① 世帯全員が令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯
- ② 家計が急変し、世帯全員の収入が「住民税非課税相当」となった世帯

申請先

申請期間

現在お住まいの市区町村

【申請書配布先】現在お住まいの市区町村窓口

令和6年5月17日(金)まで

※当日消印有効

お問い合わせ

西海市役所福祉課(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口



6 0959-37-0069 受付時間 平日9:00~17:15

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ&Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。 ご不明な点は、現在お住まいの市区町村の給付金担当窓口にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか?

A 住民票がある世帯の方(配偶者等)が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件(DV避難中であることの証明、収入要件)を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例 (児童手当準拠)

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者から D V を受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか?

- A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計 を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当で ある場合には受給できます。
- **Q** 現在の住まいで受給するためには、 どのような手続きが必要ですか?
- A 現在お住まいの市区町村にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を 理由に避難している旨の申出書」と「電力・ガス・食料品等価格高 騰緊急支援給付金申請書」をご提出ください。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。